

「水銀による環境汚染の防止に関する法律に基づく経済産業大臣を主務大臣とする特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き」の改正案
(第3版)の概要

1. 改正の背景

- 令和6年12月に閣議決定された「水銀による環境の汚染の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」において、水俣条約（以下「水俣条約」という。）の第4回及び第5回締約国会議（令和4年3月から令和5年11月まで開催）で、特定の電池や蛍光ランプを含む水銀添加製品の製造等の廃止が決定されたことを踏まえ、我が国においても同製品を「特定水銀使用製品」として規制するため、所要の改正を行った。
- これに伴い、特定の電池や蛍光ランプを含む水銀添加製品の製造等の規制に関し、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」に基づき、経済産業大臣を主務大臣とする「特定水銀使用製品の規制に関する運用の手引き（第3版）」について、所要の規定整備を行う。

2. 改正の概要

- 新たに追加された特定の電池や蛍光ランプを含む水銀添加製品の製造等の規制に関し、所要の規定整備を行う。
- 併せて、軽微な変更を行う。

3. 今後の予定

令和7年中に改正版を公表の予定。